6　カジノ関連機器等製造業等

㈠　カジノ関連機器等製造業等の許可等

(1)　定義

イ　「カジノ関連機器等製造業」とは、カジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいうこととした。（第一四二条第一項関係）

ロ　「カジノ関連機器等製造業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等製造業を行う者をいうこととした。（第一四二条第二項関係）

ハ　「カジノ関連機器等輸入業」とは、カジノ関連機器等を輸入し、及びこれを販売し又は貸与する事業をいうこととした。（第一四二条第三項関係）

ニ　「カジノ関連機器等輸入業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等輸入業を行う者をいうこととした。（第一四二条第四項関係）

ホ　「カジノ関連機器等販売業」とは、カジノ関連機器等を販売し、又は貸与する事業をいうこととした。（第一四二条第五項関係）

ヘ　「カジノ関連機器等販売業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等販売業を行う者をいうこととした。（第一四二条第六項関係）

ト　「カジノ関連機器等修理業」とは、カジノ関連機器等を保守し、又は修理する事業をいうこととした。（第一四二条第七項関係）

チ　「カジノ関連機器等修理業者」とは、(2)の許可を受けてカジノ関連機器等修理業を行う者をいうこととした。（第一四二条第八項関係）

リ　「カジノ関連機器等外国製造業」とは、外国において、本邦に輸出されるカジノ関連機器等を製造し、及びこれを販売する事業をいうこととした。（第一四二条第九項関係）

ヌ　「カジノ関連機器等外国製造業者」とは、(9)の認定を受けてカジノ関連機器等外国製造業を行う者をいうこととした。（第一四二条第一〇項関係）

(2)　カジノ関連機器等製造業、カジノ関連機器等輸入業、カジノ関連機器等修理業（以下「カジノ関連機器等製造業等」という。）を行おうとする者は、その種別に応じて、カジノ管理委員会の許可を受けなければならないこととした。（第一四三条関係）

(3)　カジノ管理委員会は、(2)の許可の申請があったときは、申請者及びその役員等が十分な社会的信用を有する者であること等の基準に適合するかどうかを審査しなければならないこととした。（第一四五条第一項関係）

(4)　(2)の許可を与えてはならない者を定めることとした。（第一四五条第二項関係）

(5)　(2)の許可の有効期間は、当該許可の日から起算して三年とすることとした。また、有効期間の満了後引き続きカジノ関連機器等製造業等を行おうとするカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者、カジノ関連機器等販売業者又はカジノ関連機器等修理業者（以下「カジノ関連機器等製造業者等」という。）は、当該許可の更新を受けなければならないこととした。（第一四六条関係）

(6)　カジノ関連機器等製造業者等は、取り扱おうとするカジノ関連機器等の種別等の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の承認を受けなければならないこととした。（第一四七条関係）

(7)　業務方法書に記載しなければならない事項を定めることとした。また、カジノ関連機器等製造業者等は、業務方法書の変更をしようとするときは、カジノ管理委員会の認可を受けなければならないこととした。（第一四八条関係）

(8)　3の㈠の(1)のニ等の規定は、カジノ関連機器等製造業者等及びカジノ関連機器等製造業等並びに(2)の許可について準用することとした。（第一四九条関係）

(9)　カジノ関連機器等外国製造業を行おうとする者は、カジノ管理委員会の認定を受けることができることとした。（第一五〇条第一項関係）

(10)　(3)等の規定は、カジノ関連機器等外国製造業者及びカジノ関連機器等外国製造業並びに(9)の認定について準用することとした。（第一五〇条第二項関係）

㈡　型式検定等

(1)　型式検定

イ　カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けることができることとした。（第一五一条第二項関係）

ロ　カジノ関連機器等外国製造業者は、電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、カジノ管理委員会が行う当該電磁的カジノ関連機器等の型式についての検定を受けなければならないこととした。（第一五一条第一項関係）

ハ　カジノ管理委員会は、イ又はロの検定（以下「検定」という。）の申請について、当該申請に係る型式がカジノ管理委員会規則で定める技術上の規格に適合していないこと等の事由のいずれかに該当するときは、当該型式を検定に合格させてはならないこととした。（第一五一条第三項関係）

(2)　検定の有効期間

検定の有効期間は、電磁的カジノ関連機器等の種別に応じて、カジノ管理委員会規則で定める期間とすることとした。（第一五二条関係）

(3)　合格の取消し

カジノ管理委員会は、検定に合格した型式について、偽りその他不正の手段により当該検定を受けたこと等の事実が判明したときは、検定の合格を取り消すことができることとした。（第一五三条関係）

(4)　自己確認

イ　カジノ関連機器等製造業者又はカジノ関連機器等輸入業者は、非電磁的カジノ関連機器等を製造し、又は輸入しようとするときは、次に掲げる事項について、自ら確認をしなければならないこととした。（第一五四条第一項関係）

(イ)　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等の設計が、当該非電磁的カジノ関連機器等が技術基準に適合することを確保できるものであること。

(ロ)　製造され又は輸入される非電磁的カジノ関連機器等が(イ)の設計に合致するものとなることを確保するための措置に関する事項が定められ、かつ、当該事項が適切なものであること。

ロ　カジノ関連機器等外国製造業者は、非電磁的カジノ関連機器等を本邦に輸出しようとするときは、イの(イ)及び(ロ)に掲げる事項について、自ら確認をすることができることとした。（第一五四条第二項関係）

ハ　イ又はロの確認（以下「自己確認」という。）をしたカジノ関連機器等製造業者、カジノ関連機器等輸入業者又はカジノ関連機器等外国製造業者（以下「自己確認実施製造業者等」という。）は、遅滞なく、当該自己確認の結果等の事項をカジノ管理委員会に届け出なければならないこととした。（第一五四条第三項関係）

(5)　設計合致義務等

イ　自己確認実施製造業者等（カジノ関連機器等輸入業者を除く。）は、非電磁的カジノ関連機器等を製造する場合には、当該非電磁的カジノ関連機器等を(4)のハの規定による届出に係る(4)のイの(イ)の設計（以下「届出設計」という。）に合致させるようにしなければならないこととした。（第一五五条第一項関係）

ロ　自己確認実施製造業者等（カジノ関連機器等輸入業者に限る。）は、届出設計に合致しない非電磁的カジノ関連機器等を輸入してはならないこととした。（第一五五条第二項関係）

(6)　表示

自己確認実施製造業者等は、届出設計に基づき製造された非電磁的カジノ関連機器等について検査の記録を作成したときは、当該非電磁的カジノ関連機器等にカジノ管理委員会規則で定める表示を付さなければならないこととした。（第一五六条関係）